狙立行政法人小産総合研究センター決
ター
法
迂の一
一部を改正する法律案新旧対照条文
^

独立行政法人水産総合研究センター法(平成十一年法律第百九十九号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現	行
目次	目次	
第一章・第二章 (略)	第一章・第二章 (略)	
第三章 業務等 (第十条 第十三条)	第三章 業務等 (第十条・第十一条)	
第四章 雑則 (第十四条・第十五条)	第四章 雑則 (第十二条・第十三条)	
第五章 罰則 (第十六条)	第五章 罰則 (第十四条)	
附則	附則	
(センターの目的)	(センターの目的)	
第三条 (略)	第三条 (略)	
2 センターは、前項に規定するもののほか、海洋水産資源開発促進法 (
昭和四十六年法律第六十号)第三条第一項に規定する海洋水産資源の開		
発及び利用の合理化 (以下「海洋水産資源の開発及び利用の合理化」と		
いう。)のための調査等を行うことを目的とする。		
(役員)	(役員)	
第七条 (略)	第七条 (略)	
2 センターに、役員として、理事五人以内を置くことができる。	2 センターに、役員として、理事三人以内を置くことができる。	くことができる。

(業務の範囲)

第十条(センターは、第三条第一項の目的を達成するため、次の業務を行

う。

一・二 (略)

三 栽培漁業に関する技術の開発を行うこと。

四
前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 センターは、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

発及び利用の合理化のための調査を行うこと (次号に掲げるものを除海洋の新漁場における漁業生産の企業化その他の海洋水産資源の開

⟨ ∪ °

چ

二 海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化のための調査を行うこ

及び提供を行うこと。

海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報及び資料の収集

四前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 前項第二号の規定による調査は、漁業を営む者又はその団体のみでは

その新漁業生産方式の企業化を図ることが著しく困難である場合に限り

行うことができる。

4 センターは、第一項及び第二項に規定する業務のほか、これらの業務

の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、海洋生物資源の合理的な

保存、管理及び利用のために必要な調査を行う者の養成及び確保を行う

ことができる。

(業務の範囲)

第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 (略)

前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

 \equiv

- 2 -

(調査結果の公表等)

調査について、農林水産省令で定めるところにより、当該調査の結果を第十一条 センターは、海洋の新漁場における漁業生産の企業化のための

農林水産大臣に報告するとともに、その概要を公表しなければならない

•

(区分経理)

第十二条(センターは、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘

定を設けて整理しなければならない。

第十条第

一項及び第四項に規定する業務

二 第十条第二項に規定する業務

(積立金の処分)

(積立金の処分)

に規定する業務の財源に充てることができる。 信の期間(以下この項において「中期目標の期間における前条事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期目標の期間によるでの額には多望を関からのであるところにより、当該次の中期目標の期間によるを理を明までは、その領において「中期目標の期間」という。)の最後の第十一条 センターは、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目に規定する業務の財源に充てることができる。

2~4 (略)

2 4

(略)

(緊急時の要請

条第

項及び第二項に規定する業務の財源に充てることができる。

(緊急時の要請)

2 第十四条 第十六条 第十五条 発を実施しなければならない 速やかにその要請された試験及び研究、調査、分析、 第一項第一号及び第三号に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査 止するため緊急の必要があると認めるときは、センターに対し、第十条 おそれがあると認められる場合において、当該被害の拡大又は発生を防 (主務大臣等) 分析、 らない場合において、その承認を受けなかったとき。 センターは、 第十三条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければな (略) 鑑定又は技術の開発を実施すべきことを要請することができる 農林水産大臣は、水産動植物に重大な被害が生じ、又は生ずる (略) (略) 前項の規定による農林水産大臣の要請があったときは、 鑑定又は技術の開 2 第十二条 第十四条 第十三条 ければならない。 速やかにその要請された試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施しな 実施すべきことを要請することができる。 (主務大臣等) センターは、 (略) (略) (略)

第一号に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査、分析又は鑑定を 止するため緊急の必要があると認めるときは、センターに対し、第十条 おそれがあると認められる場合において、当該被害の拡大又は発生を防 農林水産大臣は、水産動植物に重大な被害が生じ、又は生ずる

前項の規定による農林水産大臣の要請があったときは、

らない場合において、その承認を受けなかったとき。 第十一条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければな

海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)(附則第十二条関係)

計画的に推進するための措置並びに漁業者団体等による海洋水産資第一条(この法律は、沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖を(目的)	第一章 第三章 (略) 第二十二条) 第二章 編則 (第十九条 第二十一条) 第二十二条) 第二十二条) 第二十二条) 第二十二条 第二十二十二条 第二十二条 第二十二十二条 第二十二条 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	改正案
計画的に推進するための措置並びに漁業者団体等による海洋水産資第一条(この法律は、沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖を(目的)	1 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日	現

発展と水産物の供給の安定に資することを目的とする。洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進し、もつて漁業の健全な源の自主的な管理を促進するための措置を定めること等により、海

第四章 海洋水産資源の自主的な管理に関する協定

(資源管理協定の締結)

第十三条(略)

(資源管理協定の認定等)

第十四条 (略)

(認定資源管理協定への参加のあつせん)

ていないものに対し認定資源管理協定を示して参加を求めた場合に業者」という。)又はその団体であつて認定資源管理協定に参加しの対象となる種類の漁業により利用するものに限る。以下「特定漁源管理協定の対象となる海域において認定資源管理協定の対象となり。)に参加している漁業者団体等は、認定資第十五条 第十三条第一項の認定を受けた資源管理協定(以下「認定)

全な発展と水産物の供給の安定に資することを目的とする。
、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進し、もつて漁業の健的とする海洋水産資源開発センターの制度を確立すること等により産資源の開発及び利用の合理化を図るための調査等を行うことを目源の自主的な管理を促進するための措置を定めるとともに、海洋水

第三章の二 海洋水産資源の自主的な管理に関する協定

(資源管理協定の締結)

第十二条の二 (略)

(資源管理協定の認定等)

第十二条の三 (略)

に参加していないものに対し認定資源管理協定を示して参加を求めて、認定資源管理協定」という。)又はその団体であつて認定資源管理協定の対象となる種類の漁業により利用するものに限る。以下、認定資源管理協定の対象となる海域において認定資源管理協定の、認定資源管理協定の対象となる海域において認定資源管理協定の(認定資源に認定資源管理協定の対象となる海域において認定資源管理協定の(認定資源管理協定の対象となる海域において認定資源管理協定(以第十二条の四 第十二条の二第一項の認定を受けた資源管理協定(以

あつせんをすべきことを求めることができる。るところにより、行政庁に対し、その者の承諾を得るために必要なおいてその参加を承諾しない者があるときは、農林水産省令で定め

2 (略)

(水産業協同組合法の特例)

第十六条 (略)

組合員に対し過怠金を課するために必要な定款の変更(特定組合三条第二項第二号に掲げる事項の内容に違反した場合に当該特定(特定漁業者たる組合員(以下「特定組合員」という。)が第十

業を営む権利を有するもの 業を営む権利を有するもの で。) 特定組合員であつて当該漁業権又は入漁権の内容たる漁 で。)の変更(同項に規定する漁業を営む権利を有す は、)の変更(同項に規定する漁業を営む権利を有す は、)の変更(同項に規定する漁業を営む権利を有す は、)の変更(同項に規定する漁業を営む権利を有す の漁業権行使規則又は入漁権行 で規則をいう。)の変更(同項に規定する漁業を営む権利を有す の漁業権行使規則又は入漁権行 で規則をいう。)の変更(同項に規定する漁業を営む権利を有す の漁業権行使規則でいう。)の変更(同項に規定する漁業を営む権利を有するように行

2~3 (略)

4 (略)

」という。)が第十三条第二項第二号に掲げる事項の内容に違反又は漁業生産組合で特定漁業者であるもの(以下「漁業自営組合一 会員たる漁業協同組合の特定組合員及び会員たる漁業協同組合

に必要なあつせんをすべきことを求めることができる。令で定めるところにより、行政庁に対し、その者の承諾を得るためた場合においてその参加を承諾しない者があるときは、農林水産省

2 (略)

(水産業協同組合法の特例)

第十二条の五 (略)

組合員に対し過怠金を課するために必要な定款の変更(特定1条の二第二項第二号に掲げる事項の内容に違反した場合に当該(一特定漁業者たる組合員(以下「特定組合員」という。)が第十一

る漁業を営む権利を有するもの 「特定組合員であつて当該漁業権又は入漁権の内容た有する者の資格に関する事項の変更を除く。第四項第二号におい年法律第二百六十七号)第八条第一項の漁業権行使規則又は入漁年法律第二百六十七号)第八条第一項の漁業権行使規則又は入漁に行う漁業権行使規則又は入漁権行使規則(漁業法(昭和二十四二 第十二条の二第二項第二号に掲げる事項の内容に適合するよう

2~3 (略)

4 (略)

」という。)が第十二条の二第二項第二号に掲げる事項の内容に又は漁業生産組合で特定漁業者であるもの(以下「漁業自営組合一 会員たる漁業協同組合の特定組合員及び会員たる漁業協同組合

第十八条 第十七条 二 第十三条第二項第二号に掲げる事項の内容に適合するように行 (行政庁) (漁業法等による措置) う第一項第二号に規定する漁業権行使規則又は入漁権行使規則の 組合員所属組合及び漁業自営組合 業自営組合に対し過怠金を課するために必要な定款の変更 変更 当該漁業権又は入漁権の内容たる漁業を営む権利を有する 業協同組合 (以下「特定組合員所属組合」という。) 又は当該漁 者を直接又は間接の構成員とする会員たる漁業協同組合 した場合に当該特定組合員を直接若しくは間接の構成員とする漁 (略) (略) (略) 特定 5 第十二条の七 第十二条の六 二 第十二条の二第二項第二号に掲げる事項の内容に適合するよう (目的) (漁業法等による措置) (行政庁) 則の変更 当該漁業権又は入漁権の内容たる漁業を営む権利を有 する者を直接又は間接の構成員とする会員たる漁業協同組合 に行う第一項第二号に規定する漁業権行使規則又は入漁権行使規 特定組合員所属組合及び漁業自営組合 該漁業自営組合に対し過怠金を課するために必要な定款の変更 る漁業協同組合 (以下「特定組合員所属組合」という。) 又は当 違反した場合に当該特定組合員を直接若しくは間接の構成員とす (略) 第四章 第一節 海洋水産資源開発センター (略) (略) 総則

第十三条

海洋水産資源開発センターは、

海洋水産資源の開発及び利

5

用の合理化を図るための調査並びに情報又は資料の収集及び提供等

の業務を行うことを目的とする。

(法人格)

第十四条 海洋水産資源開発センター (以下「開発センター」という

。)は、法人とする。

(数)

第十五条開発センターは、 一を限り、 設立されるものとする。

(資本金)

第十六条 開発センターの資本金は、 その設立に際し、

政府及び政府

2 開発センターは、必要があるときは、農林水産大臣の認可を受け

以外の者が出資する額の合計額とする。

3 その資本金を増加することができる。

政府は、予算の範囲内において、開発センターに出資することが

できる。

(持分の払戻し等の禁止)

第十七条 開発センターは、出資者に対し、その持分を払い戻すこと ができない。

これを受けることができない。 開発センターは、 出資者の持分を取得し、又は質権の目的として

(持分の譲渡等)

政府以外の出資者は、 その持分を譲渡することができる。

の住所を出資者原簿に記載した後でなければ、これをもつて開発セ 政府以外の出資者の持分の移転は、 取得者の氏名又は名称及びそ

ンターその他の第三者に対抗することができない。

(名称)

という文字を用いなければならない。 第十九条 開発センターは、その名称中に海洋水産資源開発センター

- 開発センターでない者は、その名称中に海洋水産資源開発センタ

ーという文字を用いてはならない。

(登記)

ればならない。 第二十条 開発センターは、政令で定めるところにより、登記しなけ

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でな

ければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、開発セン第二十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人

ターについて準用する。

第二節設立

(発起人)

| 利用の合理化について学識経験を有する者十五人以上が発起人とな第二十二条 | 開発センターを設立するには、海洋水産資源の開発及び

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対し開

ることを必要とする。

発センターに対する出資を募集しなければならない。

(設立の認可) 前項の事業計画書に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

第二十三条発起人は、 び事業計画書を農林水産大臣に提出して、 前条第二項の募集が終わつたときは、 設立の認可を申請しなけ 定款及

ればならない。

第二十四条 農林水産大臣は、 することが確実であると認められるときは、 業務が健全に行われ、 場合において、申請の内容が次の各号の一に該当せず、 海洋水産資源の開発及び利用の合理化に寄与 前条の規定による認可の申請があつた 設立の認可をしなけれ かつ、その

ばならない。 設立の手続又は定款若しくは事業計画書の内容が法令に違反す

るとき。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載があり、 の記載が欠けているとき。 又は記載すべき事項

(事務の引継ぎ)

第二十五条 事務を開発センターの理事長となるべき者に引き継がなければなら 設立の認可があつたときは、 発起人は、 遅滞なく、 その

2 引継ぎを受けたときは、 府以外の者に対し、 開発センターの理事長となるべき者は、 出資金の払込みを求めなければならない。 遅滞なく、 政府及び出資の募集に応じた政 前項の規定による事務の

(設立の登記)

第二十六条 定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、 開発センターの理事長となるべき者は、 前条第二項の規 政令で定める

2 開発センターは、設立の登記をすることによつて成立する。 設立の登記をしなければならない。

ところにより、

第三節 管理

(定款記載事項)

第二十七条 開発センターの定款には、 次の事項を記載しなければな

らない。

目的

二名称

事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五

役員の選任方法その他の役員に関する事項

業務及びその執行に関する事項 財務及び会計に関する事項

評議員会に関する事項

定款の変更に関する事項

公告の方法

2 開発センターの定款の変更は、 設立当初の役員

農林水産大臣の認可を受けなけれ

その効力を生じない。

- 12 -

(役員)

第二十八条 開発センターに、 役員として理事長一人、理事三人以内

及び監事一人を置く。

三人以内を置くことができる。 開発センターに、役員として、 前項の理事のほか、 非常勤の理事

役員の選任は、農林水産大臣の認可を受けなければ、 その効力を

生じない。

(役員の職務及び権限)

第二十九条 理事長は、 開発センターを代表し、 その業務を総理する

ターの業務を掌理し、 理事長が欠員のときはその職務を行なう。 理事長に事故があるときはその職務を代理し 2

理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して開発セン

3 監事は、開発センターの業務を監査する。

(役員の兼職禁止)

第三十条(役員は、営利を目的とする団体の役員となり、 又は自ら営

利事業に従事してはならない。 ただし、 農林水産大臣の承認を受け

たときは、 この限りでない。

(代表権の制限)

第三十一条 開発センターと理事長との利益が相反する事項について

Ιţ 理事長は、 代表権を有しない。 この場合には、 監事が開発セン

ターを代表する。

(評議員会)

第三十二条の開発センターに、その運営に関する重要事項を審議する

機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

| 験を有する者のうちから、農林水産大臣の認可を受けて、理事長が3 評議員は、海洋水産資源の開発及び利用の合理化について学識経

任命する。

(職員の任命)

第三十三条の開発センターの職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従第三十四条 開発センターの役員及び職員は、刑法 (明治四十年法律

事する職員とみなす。

第四節 業務

(業務)

業務を行う。第三十五条の開発センターは、第十三条の目的を達成するため、次の

| 海洋の新漁場における漁業生産の企業化のための調査を行うこ

ځ

のみではその企業化を図ることが著しく困難なものの企業化のた一の二の海洋の漁場における新漁業生産方式であつて漁業者団体等

めの調査を行うこと。

- 14 -

水産動植物の生育環境、漁業を営む者による利用状況その他の海一の三の海洋の漁場の生産力の増進又は利用の合理化を図るための

洋の漁場の自然的経済的条件の現状及びその改善の可能性に関すが産重権物の生育環境が漁業を営む者による利用物がその他の流

る総合的な調査を行うこと。

| | 海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報又は資料を

収集し、及び提供すること。

四 前各号に掲げるもののほか、第十三条の目的を達成するため必三 前各号の業務に附帯する業務

の養成及び確保を行うことができる。

管理及び利用のために必要な調査並びにこれらの調査を行う者

存、

3 開発センターは、第一項第四号に掲げる業務を行なおうとすると

農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

きは、

第三十六条 開発センターは、業務開始の際、業務方法書を作成し、

農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようと

するときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

(調査結果の公表等)

| 化のための調査について、農林水産省令で定めるところにより、当||第三十七条||開発センターは、海洋の新漁場における漁業生産の企業|

しなければならなり。
該調査の結果を農林水産大臣に報告するとともに、その概要を公表

第五節 財務及び会計

(事業年度)

年三月三十一日に終わる。 第三十八条 開発センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌

(予算等の認可)

けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林水産大臣の認可を受第三十九条 開発センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金

(財務諸表)

ればならない。

の終了後三月以内に農林水産大臣に提出して、その承認を受けなけ関益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度第四十条 開発センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び

(書類の送付)

第四十一条 認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資 開発センターは、第三十九条の認可又は前条第一項の承

金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなけ

ればならない。

(利益及び損失の処理)

第四十二条 生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余が あるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならな 開発センターは、 毎事業年度、損益計算において利益を

きは、 開発センターは、 前項の規定による積立金を減額して整理し、 毎事業年度、 繰越欠損金として整理しなければならない 損益計算において損失を生じたと なお不足がある

ときは、その不足額は、

(借入金)

第四十三条 入金をすることができる。 開発センターは、 農林水産大臣の認可を受けて、 短期借

- 可を受けて、これを借り換えることができる。 きは、その償還することができない金額に限り、 ばならない。 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなけれ ただし、 資金の不足のため償還することができないと 農林水産大臣の認
- 3 償還しなければならない。 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、 一年以内に

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十四条 開発センターは、その役員及び職員に対する給与及び退

職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林水産大臣の承認 同様と

を受けなければならない。 これを変更しようとするときも、

する。

(農林水産省令への委任)

第四十五条 この法律に規定するもののほか、 開発センター の財務及

第六節

監督

び会計に関し必要な事項は、

農林水産省令で定める。

(報告及び検査)

第四十六条 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると

又はその職員に、開発センターの事務所その他の事業所(開発セン 認めるときは、開発センターに対し、その業務に関し報告をさせ、

ターが借り入れてその業務の用に供している船舶を含む。 入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査さ

に立ち

せることができる。

2 分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、 その身

3 れたものと解してはならない。 第一 項の規定による立入検査の権限は、 犯罪捜査のために認めら

(監督命令等)

第四十七条 農林水産大臣は、前条第一項の規定により報告をさせ、 第四十七条 農林水産大臣は、前条第一項の規定により報告をさせ、

かつたときは、その役員を解任することができる。 農林水産大臣は、開発センターが前項の規定による命令に従わな

第七節 雑則

(出資者原簿)

第四十八条 開発センターは、

出資者原簿を備えて置かなければなら

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければな

らない。

氏名又は名称及び住所

三出資額

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日

第四十九条 開発センターは、解散した場合において、その債務を弁(解散) (解散) 3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

第十九条 第二十条 (適用除外) (関係行政機関等の協力) (略) (略)

(漁場の効用の低下等の防止に関する措置の要請)

第二十一条 (略)

第五十三条 (略)

(適用除外)

第五十二条

(略)

(関係行政機関等の協力)

第五十一条

(略)

(漁場の効用の低下等の防止に関する措置の要請)

2 3 第五十条 協議しなければならない。 別に法律で定める。 出資額を限度とする。 資額に応じて分配しなければならない。 (財務大臣との協議) するとき。 前二項に規定するもののほか、 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、 ようとするとき。 十九条又は第四十三条第一項若しくは第二項ただし書の認可をし 第四十条第一項又は第四十四条の承認をしようとするとき。 第三十六条第二項又は第四十五条の農林水産省令を定めようと 第十六条第二項、第三十五条第三項、 農林水産大臣は、 次の各号に掲げる場合には、 開発センターの解散については、 第三十六条第一項、

財務大臣に

第三

済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、

その出

その

これ カラー・コンドレー くずみ 一夕でき
ず、又は虚為の畐出をした者は、五万円以下の過料に処する。
たとき。三年五条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行つったとき。三年のである。一切に対応する業務以外の業務を行つったとき。一切にある。一つたとき。一つたとき。一
ればならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとれている。この法律の規定により農林水産大臣の認可又は承認を受けなけ、開発センターの役員は、十万円以下の過料に処する。
第五十六条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした一家の一に該当する場合には、その違反行為をした一家の一に該当する場合には、その違反行為をしたる。
第五十五条 第四十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又はする。
報告をした開発センターの役員又は職員は、十万円以下の罰金に処第五十四条(第四十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の()
第六章 罰則

水産業協同組合法 (昭和二十三年法律第二百四十二号) (附則第十四関係)

改正案	現 行 (平成十五年一月一日施行)
(資源管理規程)	(資源管理規程)
第十一条の二 (略)	第十一条の二 (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
6 資源管理規程は、海洋水産資源開発促進法 (昭和四十六年法律第六十	6 資源管理規程は、海洋水産資源開発促進法 (昭和四十六年法律第六十
号)第十三条第一項に規定する資源管理協定又は漁業法(昭和二十四年	号)第十二条の二第一項に規定する資源管理協定又は漁業法(昭和二十
法律第二百六十七号)第八条第一項に規定する漁業権行使規則若しくは	四年法律第二百六十七号)第八条第一項に規定する漁業権行使規則若し
入漁権行使規則(以下この項において「漁業権行使規則等」という。)	くは入漁権行使規則(以下この項において「漁業権行使規則等」という
が存する場合にあつては、当該資源管理協定又は漁業権行使規則等に従	。)が存する場合にあつては、当該資源管理協定又は漁業権行使規則等
つた内容のものでなければならない。	に従つた内容のものでなければならない。
7~8 (略)	7~8 (略)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)(附則第十五条関係)

	(以下略) (以下略)	科学技術振興事業団(科学技術振興事業団法(平成八年法律第二十七号)	十三号)	(中略) (中略)	名 称 根 拠	別表第一(第二条関係)	改正	
		平成八年法律第二十七号	(昭和四十六年法律第六		法		案	
(以下略)	科学技術振興事業団	ター 海洋水産資源開発セン	海洋科学技術センター	(中略)	名称	別表第一(第二条関係)	現	
(以下略))科学技術振興事業団法(平成八年法律第二十七号	十号)	十三号) 海洋科学技術センター法(昭和四十六年法律第六	(中略)	根拠法	6)	行	

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成十四年法律第 号) (附則第十六条関係)

	(以下略)	科学技術振興事業団	海洋科学技術センター	(中略)	名称	別表 (第二条関係)	改
	(以下略)) 科学技術振興事業団法 (平成八年法律第二十七号	十三号) 海洋科学技術センター法(昭和四十六年法律第六	(中略)	根拠法		正案
(以下略)	科学技術振興事業団		海洋科学技術センター	(中略)	名称	別表(第二条関係)	現
(以下略))科学技術振興事業団法(平成八年法律第二十七号	十号)	十三号) 十三号) 海洋科学技術センター法(昭和四十六年法律第六	(中略)	根拠法		行